

決議案第 7 号

村田康助・中西宏彰・下江洋行・山崎祐一・柴田賢治郎・竹下修平の  
6名の議員に対する問責決議

新城市議会会議規則（平成17年新城市議会規則第1号）第14条の規定に  
より、この決議を別紙のとおり提出する。

令和2年6月25日提出

提出者 新城市議会議員 山田辰也

賛成者 新城市議会議員 澤田恵子



理由

この案を提出するのは、村田康助・中西宏彰・下江洋行・山崎祐一・柴田賢治郎・竹下修平6名の議員に対し、平成29年度新城市議会政務活動費返還請求住民訴訟が提訴されたが、当初明言していた、正当性を主張し疑義を払拭することもできず、また訴訟の目的であった政務活動費13,000円を返還し、各関係者への説明責任さえ怠った事実は遺憾であり、市議会全体の信頼と秩序保持のため、ここに新城市議会の責任において、問責を表明すべき必要があるからである。

村田康助・中西宏彰・下江洋行・山崎祐一・柴田賢治郎・竹下修平の  
6名の議員に対する問責決議

令和元年6月28日付けで、村田康助・中西宏彰・下江洋行・山崎祐一・柴田賢治郎・竹下修平の6名の議員に対して、新城市議会政務活動費返還請求住民訴訟が提訴された。

この6名の議員は、正当性を主張すると明言し臨んだにもかかわらず、正当性は主張することもできず、原告及び議会への説明さえなく、令和2年3月30日訴訟の目的である政務活動費13,000円を各々返還したこと、さらに37万円余の裁判費用も市民の税金を支出させたことは、総合的に見て非常に残念な対応であり結果である。市民への信頼回復は急務である。

よって、新城市議会としては信頼の維持と秩序の保持を求め、議会の責任において、ここに、村田康助・中西宏彰・下江洋行・山崎祐一・柴田賢治郎・竹下修平の6名の議員に対し、問責することを表明する。

以上決議する。

令和2年6月25日

新 城 市 議 会